

第五十一回国会
衆議院

内閣 委員 會議 録 第五 号

昭和四十一年二月十五日(火曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 木村 武雄君

理事 伊能繁次郎君

理事 長谷川四郎君

理事 大出 俊君

理事 山内 広君

加藤 高藏君

藤尾 正行君

堀内 一雄君

苗ヶ久保重光君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣

外務大臣 椎名悦三郎君

文部大臣 中村 梅吉君

厚生大臣 鈴木 善幸君

運輸大臣 中村 寅太郎君

國務大臣 上原 正吉君

國務大臣 藤山愛一郎君

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

二月三日

委員松澤雄藏君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

同月四日

委員佐伯宗義君辞任につき、その補欠として堀内一雄君が議長の名で委員に選任された。

同月八日

委員渡部謙君辞任につき、その補欠として山中角榮君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員田中角榮君辞任につき、その補欠として渡部謙君が議長の名で委員に選任された。

第一類第一号

内閣委員會議録第五号 昭和四十一年二月十五日

同月十一日

委員井原岸高君及び河本敏夫君辞任につき、その補欠として藤枝泉介君及び江崎真澄君が議長の名で委員に選任された。

同月十四日

委員橋本虎之助君辞任につき、その補欠として有馬輝武君が議長の名で委員に選任された。

同月十五日

委員有馬輝武君辞任につき、その補欠として山花秀雄君が議長の名で委員に選任された。

同月十五日

理事井原岸高君同月十一日委員辞任につき、その補欠として藤枝泉介君が理事に当選した。

二月二日

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

同月二日

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)

同月二日

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号)

同月二日

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六六号)

同月二日

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七七号)

同月二日

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八八号)

同月二日

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二九二号)

同月二日

旧軍人恩給に関する諸願外一件(亀山孝一君紹介)(第九八二号)

同月二日

同(唐澤俊樹君紹介)(第九八二号)

同月二日

同(唐澤俊樹君紹介)(第九八二号)

同月二日

同(唐澤俊樹君紹介)(第九八二号)

同月二日

同(唐澤俊樹君紹介)(第九八二号)

同月二日

同(唐澤俊樹君紹介)(第九八二号)

同(砂田重民君紹介)(第九八四号)

同(谷垣重一君紹介)(第九八五号)

同(内藤隆君紹介)(第九八六号)

同(山村新治郎君紹介)(第九八七号)

同(河本敏夫君紹介)(第九八九号)

同(佐藤洋之助君紹介)(第一〇九六号)

同(佐藤洋之助君紹介)(第一〇九七号)

同(三木武夫君紹介)(第一〇九八号)

同(森山欽司君紹介)(第一〇九九号)

同(藤原格君紹介)(第一一〇〇号)

退職公務員の恩給、共済年金に関する諸願(大久保武雄君紹介)(第九八八号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第一〇七〇号)

同(佐藤洋之助君紹介)(第一〇七二号)

同(齋藤邦吉君紹介)(第一〇七三号)

同(田中伊三三君紹介)(第一〇七四号)

同(三木武夫君紹介)(第一〇七五号)

同(河野正君紹介)(第九九〇号)

同(河野正君紹介)(第九九〇号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(井上君紹介)(第一一〇六号)

同(登坂重次郎君紹介)(第一二五四号)

同(宇野宗佑君紹介)(第一二五〇号)

同(高瀬傳君紹介)(第一二五〇号)

同(丹羽四郎君紹介)(第一二五〇号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(佐山茂太郎君紹介)(第一二五〇号)

同(田中伊三次君紹介)(第二三九〇号)
公務員の退職条件改善等に関する請願(五島虎雄君紹介)(第一三八九号)
は本委員会に付託された。

二月二日

国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法の改正に関する意見
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)
在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)
厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

○木村委員長

これより会議を開きます。
理事の補欠選任についておはかりいたします。
ただいま理事が一名欠員となっております。この補欠選任につきましては、先例により委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、理事に藤枝泉介君を指名いたします。

○木村委員長 外務省設置法の一部を改正する法律案、及び在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。権名外務大臣。

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第三十条の表中「八五人」を「八八人」に、「二、五二三人」を「二、六〇六人」に、「二、六〇八人」を「二、六九四人」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第十三条の十七の表中「四五、七九五人」を「四五、七九四人」に、「四七、八二〇人」を「四七、八一九人」に改める。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第四十九条第一項の表中「一六、三五九人」を「一六、三五七人」に、「六七、五一〇人」を「六七、五〇八人」に改める。

4 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の表中「二五、〇九六人」を「二五、〇九五五人」に、「二五、三三一人」を「二五、三二二人」に改める。

5 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項中「七千七百九十五人」を「七千七百九十三人」に、「千三十九人」を「千三十七人」に改める。

理由
外務省の職員の定員を増加するとともに、法務省等から外務省に職員の定員の振替えをすること
に伴う規定の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 京城」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 ソウル」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 カラチ」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 ラワルピンディ」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 ルサカ」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 シンガポール」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 パサースト」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 シンガポール」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 ラス・バルマス」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 スペイン」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 アメリカ合衆国」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 釜山」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 高麗」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 ソヴィエト連邦」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 ナホトカ」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 パリス」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 アメリカ合衆国」に改め、

「在大韓民国日本国大使館」を「在大韓民国 ボートランド」に改め、

附 則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、在パキスタン及び在ガンビアの各日本国大使館、在高雄、在パリス及び在ナトカの各日本国総領事館並びに在エドモントン日本国領事館に関する部分は、それぞれ、同日以後において政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館を新設し、及び昇格させるとともに、一部の大使館の位置についての規定を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○推名国務大臣 ただいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

本改正案は、特別職三人、一般職八十三人計八十六人を増員するものであります。

特別職につきましては、従来兼館大使館でありましたエドモントン及び在ブルガリアの大使館を今回実館とすることに伴い大使二人、並びに在シンガポール総領事館を大使館に昇格することに伴い大使一人、計三人であります。

一般職につきましては、新たに実館といたしますエドモントン大使館、在ブルガリア大使館、高雄、パリス、ナトカに新設いたします総領事館、エドモントンに新設いたします領事館の計六館に配置いたします二十人、並びに事務量の増加に対処するための要員として既設公館に配置する六十三人の計八十三人です。したがって、外務省の総定員は、現在の二千六百八十八人から二千六百九十四人となります。

なお、一般職の増員八十三人には他省庁よりの出向者十六人が含まれていますが、そのうち法務省、大蔵省、労働省及び警察庁につきましては、ただ、当省へ出向のための減員の措置をするのみでありますので、この法律の附則におきまして、それぞれ関係法の改正の措置をとることとしたし

ております。その他の関係省庁につきましては、いずれも機構等の改正をするための法案がそれぞれの省庁より提出されますので、その中に定員減の措置がなされております。

以上がこの法律案の提出理由及びその概要であります。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、大使館の新設一館、総領事館から大使館への昇格一館、総領事館の新設三館、領事館から総領事館への昇格二館及び領事館の新設一館を規定いたしますとともに、在大韓民国大使館及び在パキスタン大使館の位置についての規定を改正することとしたしております。

大使館の新設は、昨年二月十八日に英連邦の一員として英領より独立いたしましたアフリカの西海岸にありますがガンビアに大使館を新設するものであります。これはわが国がアフリカの新興独立国とは進んで外交関係を設けて親交を深めていこうとする政策のあらわれでありまして、さしあたりは実館を設けずに、近隣国に駐在の大使をして兼任せしめる予定であります。

総領事館より大使館へ昇格いたします公館は、在シンガポール総領事館であります。シンガポールは昨年八月九日マレーシアより分離独立いたしましたので、わが国といたしましては、同国のアジアにおける地位が東西交通の要路に当たり、かつ、東南アジアにおける政治、経済上の一大中心地であり、貿易通商上わが国にとりまして重要な地域でありますので、同国と外交関係を樹立するため、大使館に昇格させるものであります。

総領事館三館の新設につきましては、中華民国の高雄、オーストラリアのパリス及びソビエト連邦のナトカに、それぞれ総領事館を新設することとしたしております。

高雄は、御承知のとおり、台湾南部における最

大の工業都市であり、また、貿易港でもあります。高雄に入港するわが国の船舶数は、定期、不定期便を通じ年間約百六十隻に達しており、年々急激に増加しております。同港の貨物取り扱い量は、台湾の全貨物取り扱い量の三分の二に達し、台湾における最大の貿易港であります。

また、台湾に在留している在留邦人の約半数は、台湾南部地区に在留しており、そのほとんどが現地人と結婚した二重国籍者となっております。身分上の戸籍、国籍等の事務も複雑多岐にわたっておりまして、とうてい台北大使館員の出張処理では間に合わない現状であります。

パリスは、西オーストラリア州の政府の所在地で、政治、経済の中心地であり、かつ対欧州、東南アジア諸国への航空の門戸となつて交通の要衝を占めております。そもそも、西オーストラリア州は、鉄鉱石、金、ボーキサイト、銅、イルミナイト等豊富な地下資源に恵まれており、わが国にとつてこれら資源、原材料等の供給地としても重要度を加えているのみならず、これら資源の開発に必要な重工業機械、土木機械、鉄道関係資材等の輸出市場としてきわめて将来性のある地域であります。

なお、豪州は、州政府の権限がきわめて強く、中央政府との関係においても独立的性格を有しており、また各州間の競争意識も根強いものがあつて、かねてより西オーストラリア州政府、民間業者から、わが国の公館の設置が強く要望されてきている次第であります。

ナトカについては、わが国の対ソ輸出入がほとんどナトカ港を通じて行なわれており、日本船の同港寄港は、昨年度は延べ二百六十六隻に及び、しかも今後さらに増加の傾向を示しており、また商社員の滞在、訪問も逐次増加しております。

次に、領事館から総領事館に昇格させる二館は、ポートランド領事館と釜山領事館であります。ポートランドは、シアトルと並んで米国北西部

の経済的中心地であり、わが国の対米貿易の一要衝として、日本よりの輸出額は六千二百萬ドルに達しており、わが国の重要な輸出入市場であります。これがためポートランド港に入港する日本船も、諸外国船のうち第一位を占めており、一昨年は、百三十六隻に達しております。さらに、ポートランド管内には約六千六百六十人のほの多数の日系人を擁している次第もあり、ポートランド市長、知事ははじめ現地米側要路よりも、総領事館への昇格が強く要望されておられ、この際、米国にあるわが国の公館中唯一の領事館であるポートランドをぜひとも総領事館に昇格させることが必要と考えられます。

釜山につきましては、韓国との基本条約の発効に伴い、本年一月領事館を開設いたしました。釜山は、韓国における唯一の貿易港であり、全貿易の約半分は同港を通じて行なわれており、また韓国固有数の工業、商業都市であり、人口もソウルに次ぎ第二位であります。かつ漁業の中心地でもありますので、漁業協定の実施、紛争の処理等についても、関係水域の近接性からもソウルに次ぎ最も重要な都市であります。

同地近辺には、漁船、小型船舶が多数航行しており、海難救助関係の業務も相当にあり、現在関西汽船、九州郵船、大韓海運が定期航路を開いており、また、近く福岡―釜山間の定期航空が予定されているので、同地を通じての往来は今後ますますひんぱんになることは確実であり、これに伴う領事事務も急増することが予想されますので、これらの事務を円滑に処理するため、領事館を総領事館に昇格させるものであります。

次に、領事館の新設は、カナダのエドモントンにあるアルバータ州は、小麦を中心とする農業のほか豊富な鉱物資源に恵まれており、石炭の埋蔵量は、カナダ各州のうち第一位を占めており、石油、天然ガスの産出も多く、各種工業の発展の基礎となり、近時の発展は著しいものがあります。これに伴いまして、アルバータ州政府当局は、

外国企業の誘致を奨励する政策のもとに、かねてより、わが国の石油化学工業あるいはガラス工業等の誘致を希望するとともに、資本財の買付けの意向を示しておりまして、エドモントンにわが国の領事館の設置を要請した経緯もあります。また同地は、わが国に対して移住者の受け入れについてきわめて好意的でありますので、将来わが国の移住者を受け入れ地として最も有望な地域のひとつとなることが予想されますので、アルバータ州の首都であるエドモントンにぜひとも領事館を設置することといたしたい次第であります。

次に、在大韓民国大使館の位置名に関する規定を京城からソウルに改め、また、在パキスタン大使館の位置を、同国の遷都に伴い、カラチからラワルピンディに改めることとした次第であります。

以上が、この法律案の提出理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、以上二案につき御賛成あらんことをお願いいたします。

○木村委員長 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。中村運輸大臣。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条 第五十五条の三」を「第三十九条 第五十五条の四」に、「航空交通管制本部(第五十三条の三)」を「航空交通管制部(第五十五条の三・第五十五条の四)」に改める。

第二十三条第一項中第十号から第十四号の二までを削り、第十五号を第十号とし、第十六号を第十一号とし、第十七号を第十二号とする。

第二十五条第一項第十一号の三中「水先人の試験を「水先」に改め、同号を同項第十二号とする。第三十条第一項中「第一号」の下に「及び第二号」

を加え、「第二号から第五号まで」を「第三号から第六号まで」に改め、同項第五号中「関すること」の下に「(港灣技術研究所の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「関すること」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 人工衛星による航法の開発に關すること。
第三十条第二項中「前項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同項第二号から第五号まで」を「同項第三号から第六号まで」に改める。

第三十一条第一項に次の一号を加える。
三 飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に關すること。

第三十八条に次の一項を加える。
三 第一項の表に掲げる附屬機關のうち、港灣審議會は、同表に規定する事項のほか、昭和四十三年三月三十一日までの間に限り、運輸大臣の諮問に應じて港灣運送事業の合理化に關する重要事項を調査審議することができる。

第三十九条中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。
第四十条第一項中第四号の四を削り、第四号の五を第四号の四とし、第四号の六から第四号の八までを一号ずつ繰り上げる。
第五十五条の二第一項第二号を次のように改める。

二 航空交通管制のうち、飛行場管制、着陸誘導管制及びターミナル・レーダー管制に關すること。
第五十五条の二第一項第三号及び第四項中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。
第二章第四節第五款を次のように改める。

第五款 航空交通管制部
(所掌事務)
第五十五条の三 航空交通管制部は、本省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。
一 航空交通管制のうち、航空路管制及び進入

管制に關すること。
二 飛行計画の承認に關すること。
運輸大臣は、必要がある場合は、航空交通管制部の所掌事務の一部を航空保安事務所に分掌させることができる。
(名称、位置等)
第五十五条の四 航空交通管制部の名称及び位置は、次のとおりとする。

区 分		定 員
本 省	船員労働委員会	一五、〇五六人
	海上保安庁	一、二二六八
	海難審判庁	二四〇人
	気象庁	六、一二二八
	合 計	三二、七〇八人

附 則
(施行期日)
一 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。
(経過規定)
二 運輸省本省の定員は、改正後の運輸省設置法第八十三条の規定にかかわらず、昭和四十二年二月二十八日までの間は、一万五千五十七人とする。
(海上保安庁法の一部改正)
三 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第七条第二号の次に次の二号を加える。
二の二 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に關する制度に關する事項

二の三 海難の調査(海難審判庁の行なうものを除く。)に關する事項
第七条第六号の次に次の一号を加える。
六の二 港則に關する事項
(航空法の一部改正)
四 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
第百三十七条第一項中「航空交通管制部長」を「航空交通管制部長」に改める。
(自衛隊法の一部改正)
五 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第百一条第一項中「航空交通管制本部」を「航空交通管制部」に改める。

理 由
船舶の航行の安全に關する事務の円滑な運営を図るため運輸省本省の海運局の所掌事務の一部を船員局、海上保安庁等の所掌に移し、航空交通管制業務の適確な遂行を期するため本省の地方支分部局である航空交通管制本部を廃止して東京都はか二箇所に航空交通管制部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村(黄)國務大臣 ただいま議題となりました、運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。
今回の改正の第一点は、海運局の所掌事務となつております船舶の航行の安全に關する事務を海上保安庁、船員局等の所掌に移すこととあります。
現在、海運局におきましては、海運業の監督に關する事務に加えて、航法等の制度に關する事務、水先に関する事務及び船舶の航行の安全に關する総合調整に関する事務を所掌いたしております。しかしながら、これらの事務のさらに円滑な運営をはかるため、航法等の制度に關する事務

は現実にその制度の運用を行なっており海上保安庁において、水先に関する事務は水先人の試験業務を行なっており船員局において、それぞれ一元的に所掌することとし、また、船舶の航行の安全に関する総合調整に関する事務は、大臣官房において行なうように改めることとした。

改正の第二点は、船舶技術研究所及び港湾技術研究所の所掌事務の一部を改めることであります。

最近の技術の進歩に伴いまして、人工衛星を利用することにより現在利用されております航法技術よりはるかに高性能な航法技術を開発することが期待されるに至りましたので、この際、その研究に着手するため、船舶技術研究所の所掌事務を改正いたしました。また、航空機の高速度、大型化に耐え得るような滑走路の建設方法等の研究を港湾技術研究所において行ない得るよう、同研究所の所掌事務に所要の改正をいたすこととした。

改正の第三点は、港湾審議会の所掌事務に、二年間に限り、港湾運送事業の合理化に関する重要事項の調査審議を加えることであります。

港湾運送事業の合理化は、港湾の効率的な利用をはかるため、港湾労働の近代化、港湾の管理運営の改善と並んで要請されているところでありますので、港湾審議会におきまして、港湾運送事業の抜本的な合理化に関する具体的諸方策を調査審議していただくこととした。

改正の第四点は、航空交通管制本部を廃止して、東京都ほか二カ所に航空交通管制部を新設することとあります。

わが国の航空交通量は、年々増加の一途をたどっておりますが、その交通量の分布は、次第に北海道、東北を一団とした交通、本州中部を一団とした交通、九州、四国、中国を一団とした交通に三分される傾向にありますので、この航空交通の態様の三分化の傾向に対処して、航空交通管制業務を適確、かつ、合理的に遂行するため、今

回、東京都に置かれていた航空交通管制本部を三分化して、札幌航空交通管制部、東京航空交通管制部及び福岡航空交通管制部を新設することとした。

このほか、運輸省の職員定員を改める等、所要の改正をすることとした。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○木村委員長 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。藤山国務大臣。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「五百九十一人」を「五百九十四人」に改める。

附則 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

理由 山村振興法の施行に関する事務を円滑に処理するため、経済企画庁の職員定員を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤山国務大臣 ただいま議題となりました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

政府は、四十年に成立を見た山村振興法に基づきまして、経済的文化的諸条件においてきわめて後進的な地位にある山村の経済力の培養と住民の福祉の向上をはかるため、経済企画庁に山村振

興課を置き、諸般の施策を講じつつありますが、四十一年度以降は、事業の実施が本格化し、事務量も増大するものと予想されております。このため、山村振興法の施行に関する事務を円滑に処理するためには、山村振興に特に関連の多い農林行政に経験の深い者をこれに当たらせる必要があると考えられますので、農林省の定員三人を、経済企画庁に振りかえようとするものでございます。

経済企画庁の定員は、現在五百九十一人であり、これにより、三人増加して、五百九十四人となります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○木村委員長 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。上原国務大臣。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「及び金属材料技術研究所」を「金属材料技術研究所及び無機材料研究所」に改める。

第十六条中「宇宙開発推進本部」を「宇宙開発推進本部無機材料研究所」に改める。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

（無機材料研究所） 第二十条の三 無機材料研究所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 非金属無機材料に係る超高度材料質及びこれに類する材料の創製に関する研究を行なうこと。

二 前号の研究に伴い得られた物を試料として提供すること。

三 委託に応じ、第一号の研究を行なうこと。

無機材料研究所は、東京都に置く。

3 無機材料研究所の内部組織は、総理府令で定める。

第二十四条中「千八百六十人」を「千九百五十人」に改める。

附則 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

理由 科学技術庁に附属機関として無機材料研究所を置くことにするとともに、科学技術庁の職員定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○上原国務大臣 ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、科学技術庁の付属機関として、無機材料研究所を設け、この研究所の管理、監督等の事務を振興局に所掌せしめることであります。

この無機材料研究所は、非金属無機材料にかか

る超高度材料質及びこれに類する材料の創製に関する研究を、みずから、あるいは委託に応じて行

なうとともに、研究に伴い得られたものを試料として提供することとする所掌事務とする機関であります。

御承知のごとく、近年、原子力利用技術、宇宙

科学技術、電子技術その他の諸分野における科学技術は、急速な発展を遂げておりますが、これに伴って、非金属無機材料が、他の材料では得られない特性を有するものとして注目され、その品質

ないし性能の向上及び創製に関する研究がきわめて重要となつてきております。アメリカ、イギリス、フランス等欧米先進諸国におきましては、非

金属無機材料に関する研究は政府機関によって積極的に推進されている現状であります。わが国におきまして、この分野の研究を強力に推進するため、科学技術庁の付属機関として無機材料研究所を設けることが必要であるとつとに考えられ

が、この法律案を提出する理由である。

ていたのであります。この結果、昭和四十年度予算において、その設立に必要な準備費が計上されるに至つたのであります。今回その準備も終わり、いよいよ実施に移すこととしたのであります。

次に、改正の第二点は、科学技術庁の職員定数を改めることとあります。

科学技術庁におきましては、昭和四十一年度に、無機材質研究所をはじめ付属機関の強化拡充をはかることとし、このため、当庁の定員を従来よりも四十五人増加して、昭和四十一年度における定員を千九百五十人に改めるものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。科学技術振興に対する皆さまの深い御理解によりまして、慎重な御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします次第でございます。

○木村委員長 厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。
鈴木厚生大臣。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「及び助産婦」を「助産婦及び衛生検査技師に改める。

第三十六条の九(見出しを含む)中「社会保険研究所」を「社会保険大学校」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

理由

国立病院に衛生検査技師養成所を附置することができるとするとともに、社会保険研究所の名称を社会保険大学校に改める必要がある。これ

○鈴木国務大臣 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、国立病院に衛生検査技師養成所を附置することができるとすることとすることとあります。

近年、医療内容の向上に伴い、臨床検査業務の重要性が著しく増大してまいりましたが、衛生検査技師は、看護婦その他の医療関係者と同様、全国的に不足している状況にあり、その養成をはかることが目下の急務とされております。

国立病院及び国立療養所におきましては、従来から医療関係者の不足に対処するため、看護婦等の養成所を附置してその養成に当たつてまいりましたが、このたび、衛生検査技師につきましても、養成所を国立病院に附置し、その養成を行なうこととしたのであります。

改正の第二点は、社会保険研究所の名称を社会保険大学校に改めることとあります。

社会保険研究所は、社会保険関係職員に対し必要な教育訓練を施す機関として、時代の要請に応じ、その組織、施設、教育内容等の充実をはかつてまいりましたが、このたび、社会保険関係職員の資質と職務能力の一その向上を期し、特に幹部職員の養成を主眼として教育内容の充実をはかりますとともに、あわせてその名称を社会保険大学校に改めようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○木村委員長 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。
中村文部大臣。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の第六条第一項中「調査局」を「文化局」に改める。

第七條中第十五号を第二十一号とし、第十四号の二の次に次の六号を加える。

十五 基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文部省の所掌事務の運営について評価すること。

十六 文部省の所掌事務に関する一般的調査統計を行ない、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。

十七 文部省の調査統計について、年次計画を立案し、及び調整すること。

十八 外国の教育事情について、調査研究を行ない、及びその結果を利用に供すること。

十九 文部省の所掌事務に関する年次報告、要覽、時報等を編集し、及び頒布すること。

二十 国立国会図書館支部文部省図書館に関すること。

第九條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 外国人留学生の受入れの連絡及び海外への留学生の派遣に関すること。

第十條第一号中「国立近代美術館、国立西洋美術館、国立社会教育研究所及び日本芸術院」を「及び国立社会教育研究所に改め、同条第二号中「国民の文化的生活上の活動を含む。以下この条において同じ。」を削り、同条第八号から第十一号までを削る。

第十一條を次のように改める。
(文化局の事務)
第十一條 文化局においては、次の事務をつかさどる。

一 文化(文化財保護法に規定する文化財に係る事項を除く。以下この条において同じ)の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

三 著作権の登録等著作権に関する事務及び予約出版の届出の受理に関する事務を行なうこと。

四 教育職員、学徒、研究者、作家、芸術家、国際的な文化及び運動競技に関する会合の参加者等の諸外国との交換に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めに交渉し、及び締結すること。

五 教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部署の事務の連絡調整に関すること。

六 国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

七 日本ユネスコ国内委員会、国立近代美術館、国立西洋美術館、国立言語研究所及び日本芸術院に関し、予算案の準備その他の他部署に属しない事務を行なうこと。

八 文化の振興及び普及のための補助に関すること。

九 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十 文化に関する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

十一 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

十二 宗教法人の規則等の認証を行なうこと。

第十三條第一項第二号中「関する」を「関し、国内における国際協力に関する事務を行ない、及びに改める。

第三十一條の表中「九三、六〇九人」を「九七、五一七人」に、「九一、二七六人」を「九五、一八三人」に、「五三九人」を「五四六人」に、「九四、一四八人」を「九八、〇六三人」に改める。

附則
1 この法律は、昭和四十一年五月一日から施行する。ただし、第三十一條の改正規定は、同年四月一日から施行する。
2 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十六条中「調査局」を「文化局」に改める。

理由

文部省調査局を廃止し、本省の内部部局として新たに文化局を設置するとともに、文部省の職員の設定を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村(海)國務大臣 今回政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたしたいと思ひます。

この法律案は、文部省調査局を廃止いたしました。本省の内部部局として新たに文化局を設置するとともに、文部省の職員の定員を改めようとするものであります。

まず、文部省調査局の廃止及び文化局の設置について申し上げます。

そもそも文部省は、教育、學術及び文化の振興と普及をはかることを任務とする国の行政機関であります。従来、教育と學術に關する行政について力点が置かれ、文化についてはややもするとその比重が輕くなるうらみがございました。そこで、關係者はもとより一般國民の間に置きまして、文化に關する総合的な行政の推進を要望する聲が強まつております。この際、文化行政に關する機構の整備を企圖することとした次第であります。

こうして、文化局は、従来、調査局及び社会教育局に關していた文化關係事務を一元的、総合的に処理することとなるわけであり、その所掌いたしますところは、藝術、文化の振興、普及と、その國際交流、著作權その他國語、宗教等に關する事項と相なつております。留學生に關する事務は、その事務の性格にかんがみまして、調査局から大學學術局へ移すこといたしました。

また、同時に、調査局から企画、調査、統計の機能を大臣官房に移すこととなりますが、これは官房機能の充實をはかることを考慮いたしましたからで

あります。なお、以上の機構の整備に關しましては、臨時行政調査会の行政機構の統廃合に關する意見、これをも十分參考としたした次第でございます。

次に、文部省の職員の定員につきましては、國立大學の新設、学部・學科の新設・拡充及び學年進行等による教職員の増員、並びに南極地域觀測隊の充實のための職員の増員等が必要でありますので、文部省の職員の定員を昭和四十年度の九万四千四百八十八人に三千九百十五人を加えた九万八千六十三人としたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

○木村委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散會いたします。

午前十時三十八分散會

昭和四十一年二月十八日印刷

昭和四十一年二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局